

羽田空港にて手荷物(ハンドキャリー)で食品等を輸入される方へ

国内で販売、営業用又は不特定多数へ配布する目的で、手荷物で食品等の輸入を予定されている方は届出*が必要となりますので、あらかじめ以下の内容をご確認の上、羽田空港検疫所支所食品監視課までご連絡願います。

※不特定または多数の方に無償で配布する場合やインターネット販売についても対象になります。

※個人使用・社内検討用・サンプル用は届出対象外です。ただし、常識の範囲を超えるような数量の場合、個人使用等とは認められず、届出対象となる場合があります。

※届出が必要な場合には、帰国時に税関への申告も必要になります。

- (1) 用途(ex.小売り用、業務用、自店にて調理して提供等。)
- (2) 生産国
- (3) 種類・品名
- (4) 数量及び重量
- (5) 製造者が作成した製造工程・原材料に関する資料(加工食品の場合に限る。)

既に羽田空港へ到着し保税手荷物預りに荷物を預け、当課へ届出される予定で来所する場合においても、一度当課へご連絡頂きますようお願いいたします。

東京検疫所羽田空港検疫所支所 食品監視課

住所：東京都大田区羽田空港2丁目6-3 羽田空港貨物合同庁舎3F

([アクセスマップはこちら](#))

開庁時間：8時30分～21時00分

TEL:03-6847-9320 FAX:03-6847-9321



当課へ届出が必要な場合は、以下の内容をご確認ください。

1. [食品等の輸入について](#)
2. [食品等輸入届出手続きの流れ](#)
3. [食品等輸入届出手続きの方法](#)
4. [各種様式集\(届出の記入例についてもこちら\)](#)

確認願を税関から求められた場合は一度当課へご連絡頂きますようお願いいたします。

【参考】

食品衛生法第27条 [食品等の輸入の届出]

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。